

国立高雄応用科技大学実習計画契約書(実習実施機関が実習生に対し賃金を支給する場合)

公司名稱  
需一致

契約当事者: 国立高雄応用科技大学 (以下「甲」という。)と、\_\_\_\_\_会社 (以下「乙」という。)は、科学技術の知識と技能を備えた人材を養成し、産学連携による実習および教育指導、実務訓練など、双方にとって有益な効果がもたらされる連携を進めるべく、次のとおり覚書を締結する。

一、実習提携に係わる基本的役割:

甲 国立高雄応用科技大学: 学生の実習関連業務および連絡調整業務を担当、校外実習については、各学科の専任教員が指導にあたる。

乙 \_\_\_\_\_ : **需一致** 中華民國労働基準法並びに労働関連法規に基づき、甲から派遣された学生を実習生として雇用し、実習業務の割り当て、受け入れに関する諸手続き、必要な訓練及び生活指導を行う。

二、契約の有効期間:

実習期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

\* 暑假須滿 8 週 320hr  
\* 學期(9 學分) 及學期(2 學分), 須滿 18 週  
2 學分須滿 320hr  
9 學分時數比照正職

三、校外実習業務内容及び受入れ人数枠

1. 実習業務は学生の身体・健康に危険が及ばないように配慮し、安全な職場環境を提供すること。
2. 受入対象学科、業務内容及び受入れ人数枠については添付書類「実習受入機関基本情報および評価表」を参照すること。

四、実習開始:

1. 甲は、実習開始の一ヶ月前に実習生名簿および受入必要書類を乙へ送付すること。
2. 乙は、実習生受入れ時に専門知識を有する講師による安全衛生教育を実施すること。

五、賃金の支給

1. 賃金の支払い形態は月給制とし、台湾ドル \_\_\_\_\_ 元を毎月支払う。

若為時薪, 則寫「薪資以時薪計算, 每小時給付新台幣 120 元。」

2. 各月分の賃金は金融機関への振込みにより甲の実習生に支払うものとする。

六、宿泊および食事

1. 宿泊: \_\_\_\_\_。
2. 食事: \_\_\_\_\_。

若沒有提供, 請寫無

## 七、保険の加入

乙は、実習生の受け入れ時に労災保険、健康保険及び退職金積立の加入手続きを行うも

のとする。

有提供才寫，若沒有提供，就刪掉。  
例：沒有提供勞退，就將勞工退休金提撥刪掉

\*若勞保、勞退、健保皆無，則寫「實習學生報到前，甲方應協助學生辦理意外險及學生團體平安保險，意外險保額至少為「學生團體保平安保險」保額之兩倍。」

## 八、実習生に対する指導

- 1.乙の受入部署は、実習生を専門的実務に従事させるとともに、学習テーマ及び教育訓練計画を策定し、プロ意識と専門的な実務能力を持った人材を養成することを目的として、実習担当責任者を選任し、実習期間中の指導を行うほか、適宜「管理実務知識」を習得するための専門教育を提供する。
- 2.乙は業務の割り当てに際し、実習生に対し、違法行為への協力を強要してはならない。乙が本条項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。この場合、甲の学生と乙の間の労働関係もまた終了する。
- 3.実習期間中、学校に在籍する専任教職員及び実習実施機関責任者は実習指導担当者として、実務実習が円滑に実施されるよう、学生に対し必要な技術指導・助言を行うとともに、実習開始の一月目に「校外実習業務計画表」を共同で作成し、それに準拠して実習を計画的かつ効果的に実施する。
- 4.実習期間中、甲の実習指導教員は月1回定期的に乙への訪問を行い、校外実習における学生の実習状況を確認し、実習状況を踏まえての助言指導や実習先との連携・調整などを行う。甲の実習指導教員が定期的な訪問指導を行わなかったとき、乙の管理責任者は直ちにその旨を甲に通知するものとする。

## 九、実習成績評価

1. 実習期間の成績評価は甲の実習指導教員及び乙の管理責任者が共同で成績評価を行う。
2. 学生の成績が思わしくない場合や実習継続に何らかの支障が生じた場合は、乙から甲に連絡を取り、改善を目的とした指導・支援を行うものとし、これにもかかわらず改善されないとき場合には、実習を打ち切ることができる。
3. 実習期間中、学生は指定された期限までに「校外実習報告書」を作成し、印刷した書面を甲の実習指導教員及び乙の実習実施部署の管理責任者に各一部提出するとともに、口頭発表を行うものとし、成績の評価は、教員及び実習先管理責任者が共同で行う。
4. 甲乙双方は、実習に関わる連携が円滑に行えるよう、実習における各種措置について、適宜見直しを行うものとする。

十、附則

- 1.本契約に係る全ての付属書類は本契約の一部とみなされ、契約本文と同等の効力を有する。本契約に定めのない実習に関わる事項については、甲乙双方は状況に応じて協議の上、別に定めることができる。
- 2.本契約の準拠法は中華民法、労働基準法ほか関連法規が適用される。本契約に定めのない事項については、中華民法に準拠し、中華民法に従って解釈されるものとする。
- 3.甲乙双方は、本契約に関して万一紛争が生じた場合は、台湾高雄地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

十一、本契約締結の証として本契約書一式二通を作成し、甲乙双方がそれぞれ各一通を保有する。

甲：国立高雄応用科技大学  
校 長：楊慶煜  
住 所：高雄市三民区建工路 415 号  
統一番号： 76014406

契約当事者

乙： \_\_\_\_\_  
責任者： \_\_\_\_\_  
住 所： \_\_\_\_\_  
統一番号： \_\_\_\_\_

需一致

蓋公司大小章（公司章及負責人章）

中華民國 年 月 日

實習開始前

## 国立高雄应用科技大学実習計画契約書(実習実施機関が実習生に対し賃金を支給しない場合)範例

契約当事者: 国立高雄应用科技大学 (以下「甲」という。)と、\_\_\_\_\_会社 (以下「乙」という。)は、科学技術の知識と技能を備えた人材を養成し、産学連携による実習および教育指導、実務訓練など、双方にとって有益な効果がもたらされる連携を進めるべく、次のとおり覚書を締結する。

公司名稱  
需一致

### 一、実習提携に係わる基本的役割:

甲 \_\_\_\_\_ : 学生の実習関連業務および連絡調整業務を担当、校外実習については、各学科の専任教員が指導にあたる。

需一致

乙 \_\_\_\_\_ : 中華民国労働基準法並びに労働関連法規に基づき、甲から派遣された学生を実習生として雇用し、実習業務の割り当て、受入れに関する諸手続き、必要な訓練及び生活指導を行う。

### 二、契約の有効期間:

実習期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

\* 暑假須滿 8 週 320hr  
\* 學期(9 學分) 及學期  
(2 學分), 須滿 18 週  
2 學分須滿 320hr  
9 學分時數比照正職

### 三、校外実習業務内容及び受入れ人数枠

1. 実習業務は学生の身体・健康に危険が及ばないように配慮し、安全な職場環境を提供すること。
2. 受入対象学科、業務内容および受入れ人数枠については添付書類「実習受入機関基本情報および評価表」を参照すること。

### 四、実習開始:

1. 甲は、実習開始の一ヶ月前に実習生名簿および受入必要書類を乙へ送付すること。
2. 乙は、実習生受入れ時に専門知識を有する講師による安全衛生教育を実施すること。

### 五、賃金の支給

1. 乙は、実習生に対して賃金を支給しない。但し、成績優秀な者に対し、台湾ドル \_\_\_\_\_ 元を奨学金として、毎月支給する。

### 六、宿泊および食事

1. 宿泊: \_\_\_\_\_。
2. 食事: \_\_\_\_\_。

若沒有提供，請寫無

### 七、保険の加入

乙は、実習生の受入れ時に労災保険、健康保険及び退職金積立の加入手続きを行うものとする。

## 八、実習生に対する指導

- 1.乙の受入部署は、実習生を専門的実務に従事させるとともに、学習テーマ及び教育訓練計画を策定し、プロ意識と専門的な実務能力を持った人材を養成することを目的として、実習担当責任者を選任し、実習期間中の指導を行うほか、適宜「管理実務知識」を習得するための専門教育を提供する。
- 2.乙は業務の割り当てに際し、実習生に対し、違法行為への協力を強要してはならない。乙が本条項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。この場合、甲の学生と乙の間の労働関係もまた終了する。
- 3.実習期間中、学校に在籍する専任教職員及び実習実施機関責任者は実習指導担当者として、実務実習が円滑に実施されるよう、学生に対し必要な技術指導・助言を行うとともに、実習開始の一ヶ月目に「校外実習業務計画表」を共同で作成し、それに準拠して実習を計画的かつ効果的に実施する。
- 4.実習期間中、甲の実習指導教員は月1回定期的に乙への訪問を行い、校外実習における学生の实習状況を確認し、実習状況を踏まえての助言指導や実習先との連携・調整などを行う。甲の実習指導教員が定期的な訪問指導を行わなかったとき、乙の管理責任者は直ちにその旨を甲に通知するものとする。

## 九、実習成績評価

1. 実習期間の成績評価は甲の実習指導教員及び乙の管理責任者が共同で成績評価を行う。
2. 学生の成績が思わしくない場合や実習継続に何らかの支障が生じた場合は、乙から甲に連絡を取り、改善を目的とした指導・支援を行うものとし、これにもかかわらず改善されないとき場合には、実習を打ち切ることができる。
3. 実習期間中、学生は指定された期限までに「校外実習報告書」を作成し、印刷した書面を甲の実習指導教員及び乙の実習実施部署の管理責任者に各一部提出するとともに、口頭発表を行うものとし、成績の評価は、教員及び実習先管理責任者が共同で行う。
4. 甲乙双方は、実習に関わる連携が円滑に行えるよう、実習における各種措置について、適宜見直しを行うものとする。

## 十、附則

- 1.本契約に係る全ての付属書類は本契約の一部とみなされ、契約本文と同等の効力を有する。本契約に定めのない実習に関わる事項については、甲乙双方は状況に応じて協議の上、別に定めることができる。
- 2.本契約の準拠法は中華民法、労働基準法ほか関連法規が適用される。本契約に定めのない事項については、中華民法に準拠し、中華民法に従って解釈されるものとする。
- 3.甲乙双方は、本契約に関して万一紛争が生じた場合は、台湾高雄地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

十一、本契約締結の証として本契約書一式二通を作成し、甲乙双方がそれぞれ各一通を保有

する。

甲：国立高雄应用科技大学  
校 長：楊慶煜  
住 所：高雄市三民区建工路 415 号  
統一番号： 76014406

契約当事者

乙： \_\_\_\_\_

需一致

責任者： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

統一番号： \_\_\_\_\_

蓋公司大小章（公司章及負責人章）

中華民國 年 月 日

實習開始前